

一般社団法人アスリートエール定款

平成24年10月29日 作成

平成24年10月29日 認証

平成24年11月 1日 設立

# 一般社団法人アスリートエール定款

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人アスリートエールと称する。

(目的)

第 2 条 当法人は、スポーツの魅力をアスリート自身が最大限に活用できる教育・サポート体制の環境作りで社会的価値を提供できるアスリートを輩出し、もってスポーツの力で人々を幸せにすることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 インターネット、携帯情報端末機を活用した情報提供サービス
- 2 インターネット、携帯情報端末機を活用した通信販売
- 3 インターネット、携帯情報端末機を活用した広告、マーケティング業務及び販売促進に関する企画業及び企画の代理
- 4 インターネット、携帯情報端末機を活用した教育
- 5 イベント企画、制作、運営
- 6 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の業務

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、東京都渋谷区神山町 1 1 番 1 7 号に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(社員資格の喪失)

第 6 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき

2 社員は、前項の資格を喪失したときには、退社するものとする。

(退社)

第 7 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第 8 条 社員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その社員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

### 第3章 社員総会

(社員総会の権限)

第 9 条 社員総会は、法令又は定款の定める事項について決議する。

(定時社員総会の招集時期)

第 10 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

(社員総会の招集権者)

第 11 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第 12 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 13 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 14 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

#### 第 4 章 理事及び理事会

(理事の員数)

第 15 条 当法人の理事は、3 名以上とする。

(理事の制限)

第 16 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 1 当該理事の配偶者
- 2 当該理事の三親等以内の親族
- 3 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 4 当該理事の使用人
- 5 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- 6 前 3 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第 17 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事会の設置)

第 18 条 当法人は、理事会を置く。

(代表理事及び業務執行理事)

第 19 条 理事会は、理事の中から代表理事 1 名を選定する。

2 理事会は、必要に応じ理事の中から当法人の業務を執行する理事として常務理事及び専務理事若干名を選定することができる。

(理事会の招集)

第 20 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会を招集する代表理事は、会日の 5 日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(理事会の議長)

第 21 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(職務の執行状況の報告)

第 22 条 代表理事又は代表理事以外の理事であって理事会の決議によって当法人の業務を執行する理事として選定された者は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会の決議の省略)

第 23 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第 24 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故又は支障があるときは出席理事）及び監事が署名又は記名押印する。

(理事の報酬等)

第 25 条 理事の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議により定める。

(理事の責任免除等)

第 26 条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号。以下「法人法」という。）第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条第 1 項の行為に関する理事の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事との間に、同法第 111 条第 1 項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度は、10 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監 事

(監事の設置)

第 27 条 当法人は、監事を置く。

(監事の任期)

第 28 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監事の報酬等)

第 29 条 監事の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議により定める。

(監事の責任免除等)

第 30 条 当法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条第 1 項の行為に関する監事の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部監事との間に、同法第 111 条第 1 項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度は、10 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 基金

### (基金の募集)

第 31 条 当法人は、社員又は第三者に対し、法人法第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

### (基金の取扱い)

第 32 条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別途定めるものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第 33 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

### (基金の返還の手続)

第 34 条 基金拠出者に返還する基金の総額については、社員総会の決議に基づき、法令に規定する限度額の範囲で行うものとする。

## 第7章 計算

### (事業年度)

第 35 条 当法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

### (剰余金の分配の禁止)

第 36 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

### (残余財産の帰属)

第 37 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。